



1

農林水産省から畜種ごとの飼養管理指針が示されています
(令和5年7月)

(<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/230726-15.pdf>)

乳牛に関する詳細は以下に31ページにわたって示されています。

(<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/230726-2.pdf>)

世界から20年遅れたスタートですので、農水省の指針は緩やかなものとなっています。

本稿では10年後、20年後の生き残りを目指して、世界の流れから、酪農家がいずれ行わざるを得なくなるAWについて概説します。なお、抽象的なことや既に多くの農家で実施できていることは省略します。



2



3

除角

生後2ヶ月以内に実施

獣医師による麻酔薬・鎮静薬の投与が必要

* 農水省指針：生後2ヶ月以内の麻酔薬は“推奨”

成長した牛は麻酔薬等を使用

薬品による除角：生後2週間以内に実施、皮膚の火傷などに注意（農水省指針と同じ）

去勢（雄牛）

生後3ヶ月以内に実施

獣医師による麻酔薬・鎮静薬の投与下で獣医師が実施

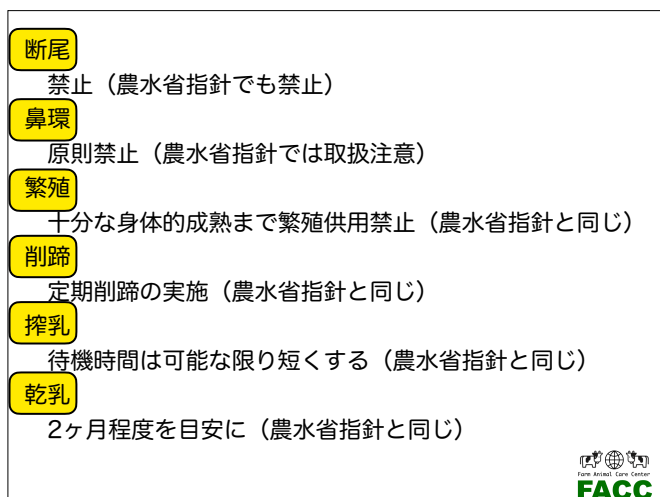
* 農水省指針：麻酔薬の使用は生後3ヶ月以降、獣医師による去勢に関しては触れていない

バルザックなどによる挫滅去勢は禁止

* 農水省指針では触れていない



4



5

断尾

禁止（農水省指針でも禁止）

鼻環

原則禁止（農水省指針では取扱注意）

繁殖

十分な身体的成熟まで繁殖供用禁止（農水省指針と同じ）

削蹄

定期削蹄の実施（農水省指針と同じ）

搾乳

待機時間は可能な限り短くする（農水省指針と同じ）

乾乳

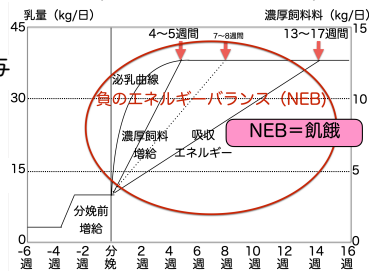
2ヶ月程度を目安に（農水省指針と同じ）



6

・質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。（農水省指針原文まま）

→ 個体乳量増加の改良によって濃厚飼料過剰給与が常態化し、ルーメン環境の正常化が追いつかないため、負のエネルギーバランスは3～4ヶ月継続している



・給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。（農水省指針原文まま）



7

解説

1. 現在は高泌乳期にエネルギーを充足できないことが飼養管理の前提にあり、これは動物虐待にあたります。
2. 栄養的に充足させなければいけないという指標は
 - ・乳量を落とす
 - ・バイパス性の高い飼料を給与する
 のいずれかしかありません。
3. 負のエネルギーバランスは、理論的には2ヶ月、現状では3～4ヶ月継続し、生産病の原因になるばかりではなく、繁殖成績の低下にも直結します。（別稿で解説します）



8



9

飼養方法

タイストール禁止（農水省指針にはなし）

ただし、運動場がある場合はタイストールも可

運動場

運動場の設置（農水省指針と同じ）

牛床

コンクリート牛床では必ず衛生的な敷料を提供する（農水省指針と同じ）

牛床長

体格に合った長さの確保（農水省指針と同じ）

牛床数

フリーストールの場合、飼養頭数と同等数以上の牛床（農水省指針と同じ）



10

分娩房

平らで乾燥した分娩房の設置（農水省指針と同じ）

カウトレナー

禁止（農水省指針では、適切な方法で設置・使用）

農水省指針には、AWの測定指標等も示されていますので、一度は目を通しておいください。

酪農は豚や鶏に比べたら問題点が少なく、少しの努力でAWレベルは世界レベルにもっていけます。一番大きな問題は、繋ぎ飼いの場合の運動場の設置と、高泌乳化に伴う飢餓状態の長期化です。また、今までは公にできなかった“安楽殺”の必要性も農水省指針には書かれています。これは大きな進歩だと思います。



11